

## 焼津市環境保全活動団体登録制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、焼津市内で環境保全活動を実施する市民、事業者、団体など（以下「団体等」という。）を「焼津市環境保全活動団体」として登録し、その活動を広く市民等に紹介することにより、第2次焼津市環境基本計画（以下「基本計画」という。）の推進を図るとともに、団体等が実施する環境保全活動を推進しその取組みの輪を広げることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境保全活動 基本計画に掲載する「市の環境施策」「市民・事業者の取り組み」に該当し、基本計画の推進に寄与すると認められる活動をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する個人をいう。

### (登録要件)

第3条 環境保全活動団体の登録対象となる団体等は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) この制度の目的に賛同する団体等であること。
- (2) 環境保全活動を焼津市内で自発的に実施していること。
- (3) 事業者及び団体にあつては、市内に事務所、事業所又は所在地を置くものであること。
- (4) 実施する環境保全活動が、報酬を伴う活動、営利を目的とした活動でないこと。
- (5) 政治活動、宗教活動、特定の公職者（候補者を含む）若しくは政党を推薦、支持、反対する活動を行う団体でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）。イ 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）ウ 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する団体等。エ 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する団体等

### (登録の申請)

第4条 環境保全活動団体の登録を受けようとする団体等は、焼津市環境保全活動団体登録申請書（様式第1号）を直接又は郵送、ファクシミリ、メールで市長に提出するものとする。

### (登録の認定等)

第5条 市長は、前条により登録の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は登録の認定をし、当該団体等に認定証（様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は審査の結果、適当と認められない場合は、当該団体等に登録申請却下通知（様式第3号）を送付するものとする。

(登録事項の変更届)

第6条 環境保全活動団体は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに焼津市環境保全活動団体登録変更届出書(様式第4号)に必要な事項を記入のうえ、市長に提出するものとする。

(登録事項の廃止届)

第7条 環境保全活動団体は、解散又はその活動を中止しようとする場合は、速やかに焼津市環境保全活動団体登録廃止届出書(様式第5号)に必要な事項を記入のうえ、市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、環境保全活動団体が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、登録を取消することができる。

- (1) 第3条の登録要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条の廃止届出書を受理したとき。
- (3) その他、環境保全活動団体として適当でなくなったと市長が認めるとき。

2 市長は、前項により登録を取消す場合は、当該団体等に登録取消通知(様式第6号)を送付するものとする。

(活動実績報告)

第9条 環境保全活動団体は、当該年度の活動実績報告として活動実績レポート(様式第7号)を登録中の翌年度4月10日までに、市長に提出するものとする。

(広報)

第10条 市長は、第5条第1項の登録の認定を行ったときは、環境保全活動団体の活動内容などの情報を公表し、広く市民等に周知されるよう広報活動に努めるものとする。

(庶務)

第11条 焼津市環境保全活動団体登録制度に関する庶務は、市民環境部環境課において処理する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。